

新潟県「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」実施要領

第1条 趣 旨

この実施要領は、「Made in 新潟 新技術普及・活用制度（以下、「本制度」という。）」について必要な事項を定めるものである。

第2条 制度の概要

(1) 目的

本制度は、新潟県が、県内の企業が開発した土木、港湾および建築分野の新技術を募集し、新潟県が発注する工事に使用した結果を含めて広く情報提供を行う制度であり、本制度が新潟県内の企業が開発した新技術の活用・普及を促進することで、新潟県内の建設関連産業の活性化に資することを目的としている。

(2) 制度の構成

本制度は、「Made in 新潟 新技術普及制度（以下、「普及制度」という。）」および「Made in 新潟 新技術活用制度（以下、「活用制度」という。）」、並びに「Made in 新潟 ゴールド技術（以下、「ゴールド技術」という。）」および「Made in 新潟 プラチナ技術（以下、「プラチナ技術」という。）」から構成されている。

ア 普及制度

普及制度は、県内の企業が開発した新技術を「Made in 新潟 新技術情報データベース（以下、「Made in 新潟DB」という。）」に登録し、登録した技術（以下「登録技術」という。）の情報をホームページ等で公表し、広く一般に提供する制度である。

イ 活用制度

活用制度は、評価の対象となる工事で活用して得た効果を評価する「活用評価」、施工後の効果等を評価する「事後評価」から構成され、これらの評価結果をホームページ等で公表し、広く一般に提供する制度である。

ウ ゴールド技術

ゴールド技術は、新潟県が活用効果の評価が高く実績の多い新技術であると認める称号である。

ゴールド技術に認定することにより、当該新技術の信頼性を高め、活用・普及をさらに促進することを目的としている。

エ プラチナ技術

プラチナ技術は、県内の企業自らの努力により全国的な活用・普及を目指しており、新潟県が全国的な活用の定着を後押しするに値すると認める称号である。

プラチナ技術に認定することにより、「新潟県内の企業が開発した新技術の活用・普及を図る」という本制度の趣旨に沿い、その最終行程として全国での活用

の定着を目指し、新技術を『広く普及した技術』へと昇華させることを目的としている。

第3条 定義

この実施要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「県内の企業」とは、主たる営業所（本社、本店）が新潟県内にある企業をいう。
- (2)「新技術」とは、県内の企業が新たに開発（共同開発の場合を含む。）、改良した土木、建築等の工法、製品、材料等をいう。

第4条 申請

- 1 本制度への新技術の登録申請者（以下、「申請者」という。）は、別に定める申請書および添付書類（以下、「申請書類」という。）を新潟県土木部長（以下、「土木部長」という。）に提出しなければならない。
- 2 本制度へ申請できる者は、制度の趣旨および「新潟県暴力団排除条例」等に基づき別にこれを定める。

第5条 登録審査

- 1 土木部長は、申請書類を受理したときは、別に定める新技術評価委員会に当該新技術の技術的審査および「Made in 新潟DB」への登録の可否の審査を付議するものとする。
ただし、国土交通省の「新技術情報システム」の評価情報に登録されている技術のうち別に定めるものは、技術的審査を省略することができるものとする。
- 2 新技術評価委員会は、前項の規定により付議された事項に関し審査し、その結果を土木部長に報告するものとする。
- 3 土木部長は、新技術評価委員会における審査結果を申請者に通知するものとする。

第6条 登録内容の変更

- 1 申請者は、「Made in 新潟DB」に登録した情報等に変更が生じた場合は、すみやかに土木部長にその内容を報告しなければならない。
- 2 土木部長は、前項の規定により申請者から報告を受けた内容に技術的事項の変更を含む場合は、その技術的事項の審査を新技術評価委員会に付議するものとする。
- 3 新技術評価委員会は、前項の規定により付議された技術的事項の変更が妥当かどうか審査し、その結果を土木部長に報告するものとする。
- 4 土木部長は、新技術評価委員会に付議した事項についてはその結果を踏まえて、それ以外の事項については申請者の報告をもって、「Made in 新潟DB」の登録情報等を

変更するものとする。

第7条 登録および公表

土木部長は、新技術評価委員会において「Made in 新潟DB」への登録が適当であると認められた新技術に関する情報を、「Made in 新潟DB」に登録し、その内容をホームページ等により公表するものとする。

第8条 登録技術の活用

- 1 新潟県土木部、農林水産部、農地部、交通政策局およびその関係地域機関（以下、「新潟県土木部等」という。）は、登録技術を所管の公共工事に採用することについて積極的に検討を行うものとする。
- 2 新潟県土木部等は、工事の発注にあたって採用する登録技術および申請者を設計図書に明記するものとする。

第9条 活用調査

- 1 申請者は、別に定める評価の対象となる工事に採用されることが決定した場合は、別に定める基準によりその旨を土木部長に報告するものとする。
- 2 土木部長は、申請者から前項の報告を受けた場合は、申請者、当該工事の発注者及び当該工事の受注者に、活用評価を行うための調査（以下、「活用調査」という。）を依頼するものとする。
- 3 前項により活用調査の依頼を受けた者は、別に定める方法で活用調査を行い、事業主務課等を経由して土木部長に調査結果を報告するものとする。

第10条 活用評価

- 1 土木部長は、第9条に規定する調査結果の報告を受けたときは、新技術評価委員会に活用評価を付議するものとする。
- 2 新技術評価委員会は、前項で付議された技術について、事後評価の要否を決定する。事後評価が必要とされた技術は、追跡調査および事後評価を実施するものとし、新技術評価委員会は、その旨を土木部長に報告するものとする。
- 3 新技術評価委員会は、1項の規定により付議された事項に関し評価し、その結果を土木部長に報告するものとする。

ただし、前項の規定により事後評価が必要とされた技術の評価結果は、暫定評価結果として土木部長に報告するものとする。
- 4 土木部長は、新技術評価委員会における活用評価の結果を、申請者に通知するものとし、併せてホームページ等により公表するものとする。

ただし、前項の規定による暫定評価結果は、ホームページ等による公表はしない。

第11条 追跡調査

- 1 土木部長は、新技術評価委員会から第10条2項の報告を受けた場合は、申請者、当該技術の施設管理者に、施工後の効果等を把握するための調査（以下、「追跡調査」という。）を依頼するものとする。
- 2 前項により追跡調査の依頼を受けた者は、別に定める方法で追跡調査を行い、土木部長に調査結果を報告するものとする。

第12条 事後評価

- 1 土木部長は、第11条2項に規定する調査結果の報告を受けたときは、新技術評価委員会に事後評価を付議するものとする。
- 2 新技術評価委員会は、前項の規定により付議された事項に関し評価し、その結果を土木部長に報告するものとする。
- 3 土木部長は、新技術評価委員会における事後評価の結果を、申請者に通知するものとし、併せてホームページ等により公表するものとする。

第13条 ゴールド技術の認定

- 1 土木部長は、第2条(2)号ウに規定する目的に沿ってゴールド技術を認定できるものとする。
- 2 ゴールド技術の認定要件は、下記のほか別にこれを定める。
 - (1)活用評価または事後評価を計2回以上行っており、それらの評価結果が良好であること。
 - (2)「Made in 新潟DB」登録後に当該技術を活用した工事件数が100件以上、または当該技術の売上（税込）が5億円以上であること。
- 3 ゴールド技術を保有する申請者は、当該技術について、実用を廃止するまで「平成〇年度 Made in 新潟 ゴールド技術」の名称を使用できるものとする。

第14条 プラチナ技術の認定

- 1 土木部長は、ゴールド技術の中から、第2条(2)号エに規定する目的に沿ってプラチナ技術を認定できるものとする。
- 2 土木部長は、ゴールド技術を保有する申請者からプラチナ技術の認定について申請を受けたときは、新技術評価委員会にプラチナ技術の選考を付議するものとする。

なお、プラチナ技術の認定についての申請は、同一技術につき2回までとする。
- 3 プラチナ技術の選考は毎年1回実施する。ただし、申請のある場合に限る。
- 4 プラチナ技術の選考基準は、次の各号によるものとする。
 - (1)性能または機能が特に優れており、従来に比べ飛躍的な改善効果が発揮される。
 - (2)国内全体の課題解決に貢献でき、全国的な需要が期待される。

- 5 プラチナ技術を保有する申請者は、当該技術について、実用を廃止するまで「平成〇年度 Made in 新潟 プラチナ技術」の名称を使用できるものとする。
- 6 土木部長は、プラチナ技術について、以下のとおり支援するものとする。
 - (1) 当該プラチナ技術の特性に応じた標準化支援（新潟県標準歩掛の整備、新潟県土木工事等基礎単価表への単価等の掲載および標準図集の整備等）。
 - (2) プラチナ技術の県外への販路開拓支援

第15条 登録期限

「Made in 新潟DB」の登録期限は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「Made in 新潟DB」の登録期限は、「Made in 新潟DB」に登録した日の翌年度の4月1日（以下、「登録基準日」という。）から起算して6年を経過した日までとする。
- (2) 活用評価を行った登録技術の登録期限は、登録基準日から起算して8年を経過した日までとする。
- (3) ゴールド技術に認定した登録技術の登録期限は、登録基準日から起算して12年を経過した日までとする。
- (4) プラチナ技術に認定した登録技術の登録期限は、登録基準日から起算して15年を経過した日までとする。
- (5) 本条(1)から(4)の各号に定める登録期限を経過した技術を対象に、「Made in 新潟新技術（シニア）」として登録できるものとし、取り扱いについては別に定める。
- (6) 「Made in 新潟DB」に一度登録した技術について、再度の登録申請は認めない。

第16条 登録情報の抹消等

- 1 土木部長は、登録技術の「Made in 新潟DB」の登録期間が終了したときは、当該技術の「Made in 新潟DB」の登録情報を削除する。その場合、当該技術の申請者に書面をもってその旨を通知するものとする。
- 2 土木部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事実が判明した時点で「Made in 新潟DB」に登録している当該技術の情報の公開を中止することができる。
 - (1) 登録技術を活用した工事等で事故または不具合等が生じた場合において、当該技術が原因であると認められたとき
 - (2) 申請者が、正当な理由がなく活用調査等に協力しない場合等、不誠実な行為を行ったとき
 - (3) 申請書類等の内容に虚偽、誇大表示もしくは他の技術の中傷表示が認められたとき
 - (4) 登録技術に関して、法律に基づく処罰等を受けたとき、または係争が生じたとき
 - (5) 申請者がこの実施要領および別に定める基準等に違反したとき
 - (6) その他、土木部長が必要と認めたとき

3 土木部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該技術の「Made in 新潟DB」への登録を抹消する。その場合、当該技術の申請者に書面をもってその旨を通知するものとする。

(1) 申請者が書面で登録の抹消を申し出たとき

(2) 前項の(1)から(5)に該当する場合において、その事情や状況等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等悪質である、または他への影響が重大であると土木部長が判断したとき

(3) 「Made in 新潟 新技術（シニア）」に登録または更新された日から3年間活用実績がないとき（平成31年4月1日から適用）

(4) 新潟県土木部技術管理課が申請書類に記載された連絡先に連絡が取れないことを確認した日から3ヶ月以内に、申請者から連絡先変更の申し出がないとき

第17条 責務

この実施要領に定めるもののほか、申請者、申請技術および登録技術に付随する責任や義務等を運用基準に定める。

第18条 補則

1 平成24年2月6日以前に「新技術情報データベース<普及制度>」に登録した技術は、「Made in 新潟DB」に登録する。

2 平成24年2月6日以前に「新技術情報データベース<活用制度>」に登録した評価結果の情報は、「Made in 新潟DB」にこれを統合する。

3 平成24年3月31日以前に「新技術情報データベース<活用制度>」に登録した技術は、当該データベースへの登録を終了する。

4 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この実施要領は平成18年2月22日から施行する。

2 平成18年8月2日に一部改正（制度改正）

3 平成19年3月20日に一部改正（制度改正）、平成19年4月1日施行

4 平成21年3月24日に一部改正（制度改正）、平成21年4月1日施行

5 平成23年3月25日に一部改正（制度改正）、平成23年4月1日施行

6 平成24年3月23日に改正（制度改正）、平成24年4月1日施行

7 平成26年3月20日に改正（制度改正）、平成26年4月1日施行

8 平成28年3月25日に改正（制度改正）、平成28年4月1日施行